

地元協議会設置（案） ～夢のような辻原づくり～

提案：令和7年7月13日（日）
中津川市役所 メモリアル施設整備課

提案内容 ～ 目次 ～

- ①辻原の地域づくり協議会の設置案について
- ②具体的な協議内容について
- ③協議会メンバー構成について
- ④協議会の進め方について

①辻原の地域づくり協議会の設置案について

■設置及び目的

- ・坂本13区は、夢のような辻原づくりに関することについて、地域住民と中津川市が協議するため、地域づくり協議会を設置する。
- ・協議会は、地域住民と市が良好な関係のもと、相互の考え、気持ちを尊重し、現状の課題解決に向けた建設的な話し合いを行うことを目的とする。

■協議事項

- (1) 夢のような辻原づくりに関すること。
- (2) 生活環境の保全に関すること。
- (3) メモリアル施設整備に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

■委員の構成

- ・地元協議会の委員は、**地域住民**とする。
- ・**任期は、令和8年3月31日まで**とする。
- ・**会長、副会長及び書記は、地域住民の委員の中から決定する。**

②具体的な協議内容について

◎地域の課題を整理します。

- ・ 道路、河川、環境などの問題について
- ・ 農地等の問題について
- ・ 将来、近くに欲しい施設について
- ・ 北部地域全体の地域振興策について
- ・ 夢のような辻原づくりの市の対応について
- ・ メモリアル施設の候補地について など

③協議会メンバー構成について

◎協議会の委員は、地域住民とする。

- ・地域住民は、坂本13区に所属する住民とする。
- ・坂本13区から推薦を受けた者〇人以内とする。
- ・推薦以外の委員は、〇人以内とする。
- ・必要があるときは、有識者等を出席させることができる。
- ・市の職員は、協議会には説明員として参加する。

④協議会の進め方について

◎会議運営の調整は、正副会長会で行います。

- ・協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。
- ・協議会は、委員の2分の1以上の出席で成立する。
- ・会議は、公開とする。ただし、会長が会議に諮り、非公開とすることができる。
- ・会長は、進行の妨げになる発言者を退席させることができる。